



令和6年度 北斗市立浜分中学校「学校部活動に係る活動方針」

～ガイドライン【概略】～

北斗市立浜分中学校長

1 方針策定の趣旨

- (1) 学校部活動は生徒の自主的、自発的な参加により学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として実施されるように留意する。
- (2) 学校部活動を実施するうえで、生徒の学校生活等への影響を配慮した活動時間や休養日を設定し、バランスの取れた生活や心身の成長に配慮する。
- (3) 学校部活動の指導に関わる教師の負担が過度にならないよう留意する。
- (4) スポーツ庁、文化庁からそれぞれ出された「**学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン**」(別紙参照)、北海道教育委員会の「北海道の部活動の在り方に関する方針」、北斗市教育委員会「学校における働き方改革～北斗市における取組」の「取組2 部活動指導にかかわる負担の軽減」を受けて策定する。

2 方針の基本スタンス

- (1) 国のガイドラインに則るとともに、北海道や北斗市の地域性などを踏まえた内容とする。
- (2) 運動部活動と文化部活動を一体化した内容とする。
- (3) 学校での取組状況を踏まえ、必要に応じ方針の見直しを行う。

3 方針の内容

- (1) 運営の体制整備
 - ① 学校部活動の方針の策定
 - 校長は「学校部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
 - 学校部活動の顧問は年間及び毎月の活動計画等、活動日時、休養日や経費等の状況がわかる資料を作成・公表する。
 - ②指導、運営に係る体制
 - 学校部活動の顧問を可能な限り複数配置し、学校全体として指導、運営・管理体制を構築する。
 - 部活動に関する研修等に参加し、最新の情報収集に努める。
- (2) 活動の推進
 - ①適切な指導の実施
 - 生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。
 - スポーツ医・科学の見地から休養を適切にとる。
 - 生徒が生涯を通じてスポーツ・芸術文化等に親しむ基礎を培う。
 - ②部活動用指導手引きの普及
 - 関係団体が作成した部活動用指導手引きを活用し、合理的かつ効率的・効果的な指導を行う。
- (3) 休養日等の設定
 - 学期中は週当たり2日以上(平日1日、土日1日以上)を設定する。
 - 長期休業中も学期中に準ずるとともに、長期休養(学校閉庁日等)を設定する。
 - 1日の活動時間は長くて平日2時間程度、休業日は3時間程度とする。
 - 休養日及び活動時間の運用を学校全体で徹底する。
- (4) 生徒のニーズを踏まえた環境整備
 - ①学校部活動の設置、統廃合、合同チームの編成、拠点校方式の導入など
 - 生徒のニーズに応じた学校部活動の設置は指導に当たる教職員の実情に合わせて検討する。
 - 学校部活動の設置や統廃合にあたってはガイドラインに沿って、長期的視野で行う。
 - 合同部活動は生徒と学校部活動の顧問の負担を考慮した上、実施の可否や合同練習の実施回数を判断する。
 - ※令和6年度については、北斗市立中学校における『拠点校方式』による学校部活動(事業主体:北斗市校長会)が運営される。【①サッカー:上磯中学校 ②野球:大野中学校】
 - ②地域との連携等
 - 地域の人々の協力や社会教育施設の活用、関係団体との連携、保護者の理解の下、学校と地域が協働・融合したスポーツ・文化芸術等の活動の整備を進める。

(5) 参加する大会等

○参加する大会等においては事前に集約し、過度にならないように精査、制限を行う。

(6) その他

○部活動指導の効果的で成果の上がっている事例を周知・普及する。

○各関係団体の「部活動に関する相談・窓口」を周知・普及する。

○予想される健康問題の予防対策に関する正しい知識を周知・普及する。

○顧問と生徒との信頼関係づくりが活動の前提になることや、体罰や人間性を損ねる発言や行為を根絶する。

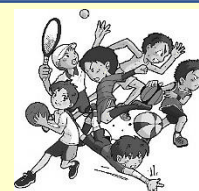
○学校部活動内における暴力行為やいじめ等の発生防止を含めた適切な集団づくりを徹底する。

○保護者に学校部活動を公開する場面を設けるなど、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組む環境づくりに努める。

○日頃から感染症等の予防に努め、日常の活動および練習試合、大会参加等においては、地域の現状を踏まえた対応をとるとともに各関係団体の「ガイドライン」等に沿った活動を行う。

○学校部活動における学校の相談・窓口を浜分中学校（☎0138-49-2840）教頭とする。

《保護者の皆様へ》



1 浜分中学校が目指す学校部活動について

(1) 学校部活動は、教育課程外の活動ですが、豊かな学校生活を経験する場であり、本校の教育活動の一環として実施させていただきます。ただし、実施にあたっては、適正な運営等の在り方について、各種ガイドライン等の内容を踏まえることとなります。

(2) 部活動は、スポーツや芸能等に興味・関心をもつ仲間によって組織されることとなりますが、より高い水準の技や記録に挑戦しつつも勝利至上主義に陥ることなく、それぞれの楽しさや喜びを味わってもらうための活動とさせていただきます。

(3) 共通の目的を持った仲間との友情や連帯意識を深め、自発的・自主的な活動を通して生活集団としての自治能力を高めながら、望ましい人間形成の場となるように努めてまいります。

(4) 国の考え方である「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行（令和5年から令和7年度までの3年間を改革推進期間）」を見すえた環境整備へできるところから着手していきます。

2 部活動生徒に達成してもらいたいこと

(1) 個人や集団の目標達成に向けた主体的な活動を、日常生活や学習意欲の向上につなげ、人間性豊かな浜中生として成長し続けられるよう努めてもらいたいと思います。

(2) 生徒会活動の活性化のため、あいさつ運動や施設・設備の清掃など、積極的なボランティア活動への参加にも努めてもらいたいと思います。

3 基本的な活動日及び活動時間について

(1) 活動日については、各部で定めることとなりますが、週当たり2日以上（平日1日、土日1日以上）を設定させていただきます。※大会等の有無、上位進出等により調整される場合があります。

(2) 通常活動する学校部活動の活動時間については、以下のとおりとなります。

・6時間授業の日…帰りの会終了後、15:30～17:30まで

・5時間授業の日… // 、14:30～16:30まで

・例外として、大会一週間前や講習会等の特別指導、屋外部活動における日照時間等の特別な事情があるときは、保護者への連絡を徹底し、理解を十分に得た上で上記によらない活動を行う場合もあります。

・土日や休日の活動、平日における活動場所の移動、一旦下校し、再登校して活動する場合などでは、自転車の利用が可能ですが、交通ルールやマナーを守ることの徹底、また「努力義務」とされているヘルメットの着用についてご検討いただければと思います。

・テスト前の活動については、定期テスト（各学期末）3日前、学力テスト前日は、部活動を実施しないこととします。ただし、一週間以内に大会等がある場合は、平日は1時間程度、土日・休日は2時間程度の範囲での練習を可能としています。各自の事情も考慮して強制的な参加などは避け、保護者への連絡も徹底し理解を得た上で実施の判断をすることとなります。

4 その他（お願い）

部活動の運営にあたっては、指導していただく顧問の存在が何より重要です。また、顧問は必ずしもその競技の専門家であるとは限りませんので、専門的な指導知識や詳しいことがわからない場合もあります。よって、活動には不自由さや部活動間での差が生じる場合があることもあらかじめご承知の上、入部していただければと思います。そして、子どもたちの生き生きとした活動を維持するためには、保護者の皆様の応援は不可欠です。ぜひ、学校と家庭との協働的な運営の実現に向け、各部活動の方針および本ガイドライン等へのご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。